福島市教育支援の案内

福島市では、次の教育支援を行っています。
なお、この支援は令和８年９月１日現在のものです。すでに支援が終了している場合もありますので、ご了承ください。

支援の一覧

支援の内容	該当する学校		
	小学校 義務教育学校 １～６年生	中学校 義務教育学校 ７～９年生	特別支援 学校
１　就学援助	○	○	× ※1
２　特別支援教育就学奨励費（学級向け）	○ ※2	○ ※2	×
３　特別支援教育就学奨励費（学校向け）	×	×	○ ※1
４　遠距離通学費補助金	○	○	× ※1
５　家庭内インターネット環境整備費補助金	○	○	○
６　奨学資金の給与	×	○	×

※1　特別支援学校に就学する方は、特別支援教育就学奨励費（学校向け）により就学援助及び遠距離通学費補助金と同程度の支援を受けることができます。
※2　就学援助を受けている保護者は、特別支援教育就学奨励費（学級向け）を受けることはできません。

１　就学援助



対　象　者　　市立または国立小・中・義務教育学校に就学する児童生徒の保護者のうち以下に該当する方（区域外就学者や被災児童生徒も対象となります。）
①生活保護受給世帯の方
②教育委員会が定める所得基準以下の方
※世帯構成や住宅の状況、世帯の前年度合計所得金額などにより算出

支援内容　　①学用品費　②通学用品費　③校外活動費（宿泊無）
④校外活動費（宿泊有）　⑤体育実技用具費　⑥新入学児童生徒学用品費等
⑦修学旅行費　⑧医療費（学校保健安全法により定める疾病）
⑨学校給食費（国立学校のみ）
※生活保護受給世帯は⑦と⑧のみ支援を受けられます。

手　続　き　　随時受付
※支援内容⑥新入学児童生徒学用品費等については、令和９年４月末までに申請し認定された方が対象となります。また、入学前に支給可能な制度もあります。
※詳しくは市のホームページをご覧いただくか、学校教育課または就学（予定）する学校へお問い合わせください。

申請期限　　通年　※認定となった場合、申請月初日から適用となり、一部費目は月割額での支給となります。

書類の提出先　　就学（予定）する学校

（2026.09）

2　特別支援教育就学奨励費（学級向け）



対　象　者　　市立小・中・義務教育学校に就学する児童生徒の保護者のうち以下のいずれかに該当する方
①特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者
②学校教育法施行令第２２条の３の障害の程度に該当する児童生徒の保護者

支援内容　　①学校給食費　②職場実習交通費　③交流及び共同学習交通費　④修学旅行費
⑤校外活動等参加費（宿泊無および有）　⑥学用品・通学用品購入費
⑦新入学児童生徒学用品・通学用品購入費　⑧体育実技用具費　等
※世帯の収入等に応じて決定する支弁区分により、支給の内容が異なります。

手　続　き　　入学後「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」提出
※世帯の収入等により、支弁区分が決定されます。
※詳しくは市のホームページをご覧いただくか、学校教育課または就学（予定）する学校へお問い合わせください。

注意事項　　学用品・通学用品購入費や新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の支給を受ける場合は、レシートや領収書が必要になります。特別支援学級へ就学する場合は、レシートや領収書を保管しておいてください。

書類の提出先　　就学（予定）する学校

3　特別支援教育就学奨励費（学校向け）



※以下に記載する内容は、ふくしま支援学校へ就学する方の内容となります。国公立特別支援学校（県立大笹生支援学校等）における特別支援教育就学奨励費については、就学（予定）する学校へご確認ください。

対　象　者　　ふくしま支援学校に就学する児童生徒の保護者

支援内容　　①学校給食費　②通学費　③職場実習交通費　④交流及び共同学習交通費
⑤修学旅行費　⑥校外活動等参加費（宿泊無および有）
⑦学用品・通学用品購入費　⑧新入学児童生徒学用品・通学用品購入費　等
※世帯の収入等に応じて決定する支弁区分により、支給の内容が異なります。

手　続　き　　入学後「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」提出
※世帯の収入等により、支弁区分が決定されます。
※詳しくは市のホームページをご覧いただくか、学校教育課またはふくしま支援学校へお問い合わせください。

注意事項　　学用品・通学用品購入費や新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の支給を受ける場合は、レシートや領収書が必要になります。ふくしま支援学校へ就学する場合は、レシートや領収書を保管しておいてください。

書類の提出先　　ふくしま支援学校

（2026.09）

4　遠距離通学費補助金



※この支援の内容は、令和８年度に実施している内容です。
　令和９年度の支援内容については、決定次第、市のホームページによりお知らせします。

対　象　者　　福島市内に住所を有し、市立小・中・義務教育学校に就学し、以下に該当する児童生徒の保護者（※区域外就学の児童生徒は補助対象外）

⑴普通学級に就学し、以下に該当する児童生徒（※学区外通学は補助対象外）

・小学校　学区内通学で、自宅から学校まで「安全かつ合理的経路を徒歩で通学した距離が片道４㎞以上」で、公共交通機関を利用して通学する方

・中学校　学区内通学で、自宅から学校まで「安全かつ合理的経路を徒歩で通学した距離が片道６㎞以上」で、公共交通機関または年間８カ月以上自転車を利用して通学する方

⑵特別支援学級に就学し、以下に該当する児童生徒

・公共交通機関を利用する方

・保護者の自家用車による送迎が必要であると学校長が認めた方

支援内容　　①公共交通機関における定期券の現物支給

②特別支援学級のみ … 自家用車送迎にかかる燃料費相当額

③中学校のみ … 自転車利用者への補助（月額 500 円を年に一回まとめて支給）

手　続　き　　学校備え付けの申請書に必要事項を記入し、学校へ提出

※詳しくは市のホームページをご覧いただくか、学校教育課または就学（予定）する学校へお問い合わせください。

書類の提出先　　就学（予定）する学校

5　家庭内インターネット環境整備費補助金



※この支援の内容は、令和８年度に実施している内容です。
　令和９年度の支援内容については、決定次第、市のホームページによりお知らせします。

対　象　者　　・福島市内の国公立・私立の小・義務教育学校及び特別支援学校小学部に在籍している新１年生の保護者、または令和８年１月１日以降、福島市内の国公立・私立の小・中・義務教育学校及び特別支援学校（小学部、中学部）へ転校した児童生徒の保護者

・福島第四中学校天神スクールに令和８年４月から令和９年３月３１日の期間に入学し在籍する生徒もしくはその保護者

上記の要件を満たし、下記のいずれかに該当する方が対象者となります。

・就学援助受けている世帯（要保護（生活保護受給世帯）または準要保護）

・世帯収入が 400 万円未満の世帯

支援内容　　⑴インターネット回線整備

①新たにインターネット回線(固定通信回線)接続を行うために、通信事業者と契約する際に必要となる契約料や工事費など

②利用料に対する初回請求分

⑵無線ＬＡＮ機器整備

新たに整備したWi-Fiルータの購入費用、リースの場合は初回のリース料

手　続　き　　申請に必要事項を記入し必要書類を添付し提出

※市のホームページより申請書をダウンロードしてください。

※オンライン申請も可能です。

書類の提出先　　学校教育課または就学（予定）する学校

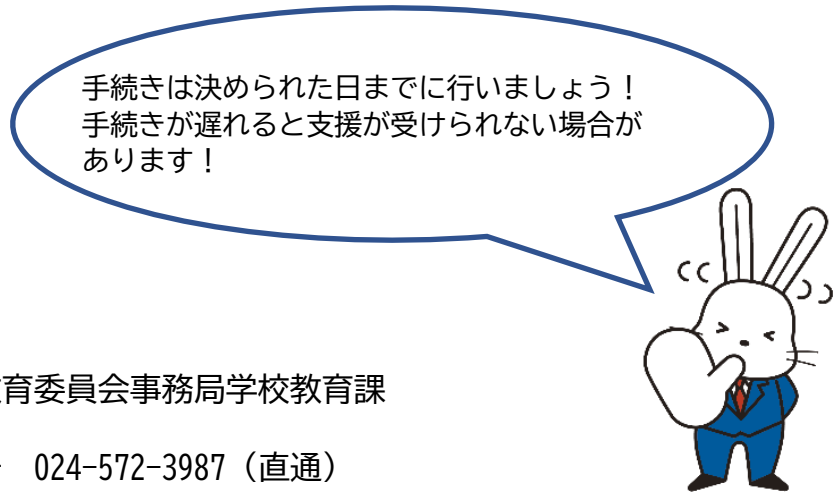
（2026.09）

6　奨学資金の給与

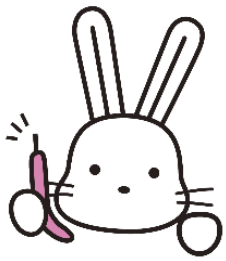


※この支援の内容は、令和８年度に実施している内容です。
　令和９年度の支援内容については、決定次第、市のホームページによりお知らせします。

対　象　者	中学校３年生および義務教育学校９年生時に在学する生徒のうち以下のすべてに該当する方 ①福島市民であること ②学校長推薦を受けること ※人物、健康、家計状況の基準に照らし、学校長の推薦を受ける必要があります。 【推薦基準の一部】 ・学習成績の評定について、全教科の平均した値が原則として３．５以上であること。 ・世帯所得、家族構成により算出される金額が市で定める所得基準額以下であること。
支 援 内 容	高等学校・高等専門学校入学後の３年間、年額５万円（計１５万円）が給付されます。（返還不要）
手　続　き	中学校３年生および義務教育学校９年生時に出願してください。
書類の提出先	就学している中学校および義務教育学校
そ　の　他	選考委員会により、奨学資金給与者の候補を決定します。 その後、進学状況を確認のうえ、奨学資金を給与するか否かを判断します。



〈問い合わせ先〉



◆福島市教育委員会事務局学校教育課

電話番号　024-572-3987（直通）

024-535-1111（代表）内線 5332・5333

◆福島市立各小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

（2026.09）